

# 防火管理者 再講習受講期限のご案内

～あなたが次に講習を受けるタイミングをかんたんチェック～

【はじめに】 防火管理者（甲種）に選任されている方は、定期的に「再講習」を受ける義務があります。受講期限は「講習を受けた日（修了日）」と「防火管理者に選任された日」の組み合わせによって決まります。

## STEP 1

### 修了日を確認

手元の「講習修了証」に記載されている日付を確認します。

## STEP 2

### 選任日を確認

消防署へ届出をした「防火管理者の選任日」を確認します。

## STEP 3

### 下の表をチェック

2つの日付の期間から、あなたの受講パターンを特定します。

## 受講期限の判定表

| あなたの状況（選任のタイミング）                                                     | 再講習の受講期限                      | 具体的な計算例                                                       |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <b>【パターン A】</b><br>資格取得から 4年以内 に選任<br>新しく資格を取ってから、比較的すぐに防火管理者になった場合  | 「修了した日の次の4月1日」から<br>5年以内      | 例：令和4年12月1日 修了の場合<br>・ 起算日：令和5年4月1日<br>・ 受講期限：令和10年3月31日まで    |
| <b>【パターン B】</b><br>資格取得から 4年を超えて 選任<br>昔資格を取って、ずっと後になってから防火管理者になった場合 | 「防火管理者に選任された日」から<br>1年以内      | 例：令和3年12月2日 修了後、令和8年4月1日に選任<br>・ 受講期限：令和9年3月31日まで（選任から1年以内）   |
| <b>【パターン C】</b><br>すでに「再講習」を受けたことがある方<br>2回目以降の再講習の方                 | 「直前に受けた再講習日の次の4月1日」から<br>5年以内 | 例：令和8年10月1日 再講習修了の場合<br>・ 起算日：令和9年4月1日<br>・ 受講期限：令和14年3月31日まで |



### ご案内・ご注意点

- ・ 本受講期限は、法令（消防法施行令第3条の2等）に基づき定められている基準です。
- ・ 受講期限の直前は講習が混み合う場合がありますので、お早めの受講申し込みをおすすめします。
- ・ ご自身の受講期限や届出状況について不明な点がございましたら、管轄の消防署（予防課等）までお問い合わせください。

※ 本資料は防火管理者再講習の受講期限の考え方を分かりやすくまとめたものです。